

萩藩当職所における文書整理と記録作成

山 崎 一 郎

はじめに

別稿において、萩藩の当職所における文書の保存と管理の実態について検討した⁽¹⁾。そこで明らかにしたように、当職所では、日々の執務の過程で作成・授受され保存されている文書を対象に、たびたび文書の整理が行われ、文書目録が作成されていた。

当職所における文書整理は、保存文書の中から必要な情報（＝「先例」）を必要な時に探し出せるようにする目的で行われたものである。その意味で文書整理は、当職所における情報管理の一手段として行われたものと言える。一方当職所では、日々作成・授受された文書をベースに、その中から必要な情報を新たに書き留めて記録の作成も行われていた。そうした記録の作成も、必要な情報を必要な時に探し出しやすくするためのものであり、これも情報管理の一手段として理解することが可能である。このように捉えると、文書整理に関しては、単にそれ自体のあり方だけではなく、それが記録作成との関連でどのように行われていたのかが問題になるよう思われる。文書整理と記録作成との関連を検討し、両者によって当職所の情報管理がどのように担われていたのかを考えることにより、当職所にとつ

ての文書整理（その前提となる文書保存）や記録作成の意味を改めて問い合わせができるとともに、当職所文書という文書群全体の構造を理解するための手がかりを得ることができると考える。

幕府・諸藩における文書整理を理解している。「遠用物」は、現在閲覧に提供している冊子形態の記録類とは異なり、いわゆる一紙ものからなる文書群であり、別稿においては、当職所の日々の執務の過程で蓄積された文書の流れを汲むものではないかと推測した。もしこの推測が妥当なものだとすると、現在閲覧に供している当職所作成の記録類と「遠用物」との関連を考える必要がある。この点においても、当職所における文書整理と記録作成のあり方を検討することは必要な作業となるものと考える。

そこで本稿では、当職所における文書整理のあり方や、当職所にとつての文書整理の意味が、記録作成のあり方と関わってどのように変化したのかという点について検討していくことにしたい。なお、本稿で取り上げる文書整理や文書目録については別稿においても触れているので併せて参照されたい。

一 八世紀における文書整理の変化

別稿で検討したように、当職所では一八世紀に三度文書整理が行われている。本章では、その際に作成された文書目録を取り上げ、その編成、記述方法の違いについて検討することにより、文書整理のあり方がどのように変化したのかについて考えてみたい。

表1 「御職代々交割物目録」作成時の文書整理

欄番号	欄内の文書内容	10 「御国中在々江諸事被仰渡候御ヶ条物控」
1	益田元祥役中文書（寛永1.12～同9.8 宍道元兼 リ（寛永9.8～同14.3） 益田元堯 リ（寛永14.4～同16.2） 兒玉元恒 リ（寛永20.1～正保3.11）	11 毛利就役中文書（延宝3.6～同8.7）
2	堅田就正役中文書（承応1.7～明暦3.4）	12 同上
3	同上 ※承応年中國目付関係文書	13 毛利就直役中文書（延宝8.7～元禄5.6）
4	榎本就時役中文書（明暦3.5～寛文3.2）	14 福原広俊役中文書（元禄5.6～同8.4）
5	同上	15 佐世広久役中文書（元禄9.5～宝永3.6）
6	同上 ※万治3年二歩地返却関係文書	16 同上
7	「人沙汰」関係文書	17 鳥田淡路守御預一件文書
8	毛利就役中文書（寛文3.3～同4.8） 毛利就方 リ（寛文4.8～同9.2）	18 御三家書状類
9	益田就役中文書（寛文9.2～同10.9） 毛利就頼 リ（寛文10.9～延宝3.6）	19 朝鮮船・唐船等漂着関係文書 上 元和～寛文5・6年の 御両国春定物成皆済一紙等 中 下

(注1) () 内は各当職の在職期間

(注2) 18「御三家」とは岩国・徳山・長府各支藩のこと

(1) 「御職代々交割物目録」

一八世紀の最も早い段階で作成された文書目録は、享保一七年（一七三二）に当職堅田広慶の命によって作られた「御職代々交割物目録」^⑥である。この目録は、当職所に保存されている慶長から宝永頃までの文書を対象に、その中から後年の執務の参考となるものを選別・整理して作成されたものである。

この時の文書整理では二つの方法で文書が分類されている。ひとつは、作成・授受された時の当職ごとに文書を分類する方法（以下、当職別分類と呼ぶ）であり、もうひとつは、主題別に文書を分類する方法（以下、主題別分類と呼ぶ）である。分類された文書は、表1に示したように、一から一九番および上中下の計二二の欄に納められた。このうち、一～六、八、九、一一～一六の各欄に当職別分類された文書が納められている。

「御職代々交割物目録」は、欄順に、納めている文書の内容を書き上げる形式を探っている。当職別分類され

た文書を納めた櫃の記述は次のようなものである（（ ）注は筆者が付したもの。以下同じ）。

九番之櫃

（益田就宣）

一毛利宮内殿御役中就宣之事

一毛利宮内殿御役中之儀、益越中殿江付渡物壹封

一寛文九年六月萩町大工作料御改之壹帳壹袋

（略）

一同年十一月廿一日御入内二付、京都江為使者宍道左衛門被差登せ候節之控物一袋

（略）

毛利隱岐殿御役中

一毛 隱岐殿御役中覚書入注文壹通

一御家来式百石通馬所持仕度候間、馬之喰被下候様組頭より依願可被遣之由、江戸より申来候一巻一封

ここにあげたのは、当職益田就宣と同毛利就頼の時代に作成・授受された文書を納めた九番櫃の記述である。櫃番号の後、まずどの当職の時代の文書かを記し、続いて文書内容、数量、形態を書き上げている。文書の年代は、文書内容と同じ行の中に記す形式である。文書はほぼ年月順に配列されているが、一部年月が前後するような場合もある。次に主題別分類された文書を納めた櫃の記述例をあげる。

七番之櫃

一承応元年七月廿日より明暦三年四月十九日迄津和野其外御隣国江懸候人沙汰之一巻一箱二入之

一明暦三年五月朔日より寛文三年二月廿九日迄之間同断
但、小櫃壱つニ入之

これは、承応元年（一六五二）から寛文三年（一六六三）までの「人沙汰」（人返）に関する文書を納めた七番櫃の記述である。櫃番号の後には直ぐに文書内容が書き上げられており、特に主題名の記載はない。これは他の主題別分類の櫃も同様である。

七番櫃内の文書は、目録の記述によれば、さらに年代別に「箱」「小櫃」に分置されていたことがわかる。こうした配慮によって、時期を基準に文書を検索する場合には便利であったと考えられる。但し、具体的に「人沙汰」に関する何年のどのようないくつかの文書があるのかは、この記述からはわからない。このように主題別分類の櫃では、収納文書の詳細を記さない例が、一〇番櫃、一八番櫃などに見受けられる。

なお、この目録には目次に該当する記載はない。このため、何番の櫃にどの当職の時代の文書が収録されているのかやどんな主題に係わる文書がまとめられているのかは、目録全体を通覧しなければ分からぬ。

（2）「当職所御用物頭書」

「当職所御用物頭書」^{（2）}は、一二冊の文書目録が合冊されているものである。一二冊の目録には、当職宍道就晴（在職期間・宝永五年八月～正徳二年一二月）から同毛利就久（同・享保一八年五月～元文三年六月）までの期間に作成・授受された文書が当職別に収録されている。各目録がどの時代の文書を納めているかは、表2に示したようにその表題から判明する。一当職一目録とは限らず、一当職二目録の場合もあり、複数の当職で一目録の場合もある。文書は目録に対応する形で櫃に納められた。

別稿で指摘したように、これら一二冊の目録は、その記述方法の違いから二回に分けて作成されたと思われる。

一つは「御職代々交割物目録」作成時に同時に作成されたと考えられるもの（以下、I型と呼ぶ）で、もう一つは、寛保元年（一七四一）から行われた文書整理時に作成されたと考えられるもの（以下、II型）である。両者とも、比較的時間の経過していない文書を対象とする文書整理の際に作成された目録である。

さて、「御職代々交割物目録」と同時に作成されたと考えられるI型の目録の場合、その記述方法は「御職代々交割物目録」と同じである。一方、「御職代々交割物目録」の約一〇年後に作成されたと考えられるII型の目録の場合は、記述の仕方に違いが認められる。

（藩主毛利吉元）
泰桓院様御代

毛利筑後広政在職中 享保九年甲辰正月十一日より
同十五年庚戌二月四日迄

二櫃之内上 享保九年より同十三年戊申迄

享保九年甲辰二月

一筑後殿御職役ニ相成御僕約仕組就被仰付候追々被差出候御書付之扣

（略）

享保九年二月

一御留守御番手衆出足前被差出候御書付御肩書物共ニ四通一袋
享保九年二月

一江戸御番手衆僕約之儀ニ付御書付一通

これは当職毛利広政の時代の文書の目録である。広政時代の文書は上下二つの櫃に納められており、ここにあげたものはそのうちの上の櫃内容を示した目録である。冒頭には、どの藩主のどの当職の時代の文書を収録しているかが記され、加えて当職の在職期間も明記されている。さらに、広政時代の文書は二つの櫃に分けて納められたため、この目録がその内のどの期間の文書を収録しているのかも注記されている。このように目録冒頭に収録文書の具体的な時期を記している点は、同じ当職別分類を採用する「御職代々交割物目録」および「当職所御用物頭書」I型目録には見られない特徴的な点である。

もうひとつ特徴的な点は、文書年代の記述方法である。「御職代々交割物目録」では文書内容と同じ行に文書年代が記されていたが、この目録の場合、文書内容の右肩に年代が別記される形式となっている。実際に利用してみると、年代が別記されることにより、最初に年代の記載に目がいき、年代の把握が容易である。些細なことのようだが、この点も記述方法の違いとして注目しておきたい。

（3）「当職所目録」

「当職所目録」⁽⁸⁾は、宝曆二年（一七六二）～明和四年（一七六七）に「当職所御記録撰分引調へ方」として当職

表2 「当職所御用物頭書」に合冊された文書目録の表題と書式

書式	表題
I型	穴道玄蕃就晴在職中 (宝永5.8～正徳2.12)
I型	穴道玄蕃就晴在職中(同上)
I型	浦図書元敏・日野大学元幸・国司壱岐 広通・桂三郎左衛門廣保在職中 (正徳2.12～享保5.7)
I型	益田織部就高在職中 (享保5.7～同7.6)
I型	桂能登広保・浦図書元敏在職中 (享保元.12～同5.7)・(享保7.6 ～同9.1)
II型	毛利筑後広政在職中 (享保9.1～同15.2)
II型	毛利筑後広政在職中(同上)
II型	堅田安房広慶在職中 (享保15.2～同17.7)
II型	堅田安房広慶在職中(同上)
II型	毛利筑後広政再職中 (享保17.7～同18.3)
II型	毛利大蔵就久在職中 (療法18.5～元文3.6)
II型	毛利大蔵就久在職中(同上)

(注1) () 内は当職在職期間

所の文書整理を担当した御手廻組の飯田九郎右衛門、孝次によつて作成されたと考えられる目録である。収録文書は、目録作成時点から二〇年以上経過したものが約八〇%を占めており、「御職代々交割物目録」同様、比較的時間の経過した文書を対象とする整理時に作成された目録である。

この目録の大きな特徴は、全面的に主題別分類を取り入れ、表3に示したような主題別に文書を配列している点である。各主題の下にはさらに小主題が設けられ、その小主題ごとに文書が記されている。このような目録編成（＝文書整理）方法が採用されていることは、前二者の目録とは決定的に異なる点である。実際の記述は次のようなものである。

徳山沙汰

- 一 此御方御国廻事
- 二 御出萩御領廻御湯治等
- 三 御届事等
- 四 御合力御所望御頼事等
- (略)

十三御還附より後之御配地砌迄之沙汰

- 徳山沙汰
- 此御方御国廻事
- 寛保二年戊七月
- 一 御国廻ニ付御備御供人數等之儀、本城九郎左衛門より承合書立差越候來手紙等一封
- 御出萩御領廻御湯治等
- 享保八年卯九月
- 一 （徳山藩主毛利公豊）
毛利但馬守様御領廻付沙汰之一事一袋
- 享保十四年酉閏九月
- 一 但馬守様山口湯田御湯治之一事一袋

これは、支藩徳山藩に関わる文書をまとめた「徳山沙汰」の部分である。まず冒頭には、「徳山沙汰」という大主題の下に設けられた小主題の一覧が掲げられている。「徳山沙汰」の場合、「此御方御国廻事」など計一三の小主題が設けられている。各小主題には番号が付されているが、この番号は該当する記述のある丁の折り山にも記されており、この番号を目処に検索したい内容にすぐにたどり着けるようになっている。各文書に関する記述の仕方は、「当職所御用物頭書」II型目録と同じであり、年代は文書内容の右肩に記される形式である。

(4) 小括

以上、三つの目録について検討したが、そこからは、享保一七年の「御職代々交割物目録」以後、目録がより検索

の便を重視して作成されていることがわかる。目録記述に関して言えば、「当職所御用物頭書」II型目録では、目録冒頭に収録文書の時期を明記したり、文書年代を文書内容の右肩に別記する方式が採用されており、また「当職所目録」の場合、小主題の一覧を冒頭に掲げ、小主題ごとの番号を各丁の折り山に記すといった工夫がなされている。これらはいずれも、検索の便を考慮し、よりスピーディーな文書検索を可能とするための工夫と評価できるものである。

しかしながら、その最も顕著な例は、「当職所目録」において主題別分類が全面的に採用されている点であろう。「御職代々交割物目録」でも主題別分類は一部採用されていたが、それと比べると「当職所目録」の場合、大主題の下にさらに小主題が設けられるなど、より徹底した形での主題別分類である。

「御職代々交割物目録」や「当職所御用物頭書」II型目録に見られる当職別分類は、言い換えると編年順に文書を並べることである。そのような当職別分類目録の作成作業は、文書年代の確定が中心となるはずであり、あとは基本的に年代順に文書を並べ替えていけばよい⁽⁹⁾。これに対し主題別分類は、文書年代の確定に止まらず、文書内容の吟味、内容を端的に表す主題の設定、主題別の文書配列といった作業が必要となる。作業時間を考えれば、主題別分類目録を作成する方がより時間を要することになろう。しかしながら、検索の便を考えた場合、当職別分類目録より主題別分類目録の方が使いやすいことは言うまでもない。当職別分類目録の場合、ある事柄に関連する文書をすべて探し出そうとすれば、目録全体を通覧しなければならないからである。このように考えると、「当職所目録」での主題別分類の全面的な採用は、検索利用上の便利さが第一に追求された結果と理解できよう。

以上のように、当職所における文書整理に関しては、享保一七年の「御職代々交割物目録」作成以後、より検索に便利な目録の作成が意図され、そうした方向で目録が変化していること、特に、一八世紀半ばの「当職所目録」作成

時点において、主題別分類の全面的な採用という文書整理上の大きな変化があつたことを指摘できる。

ところで、「採集明和改寛政改文政改惣目録」⁽¹⁰⁾によると、当職所では、「当職所目録」作成以後、明和期、寛政期、文政期にも文書整理が行われ目録が作成されたこと、そのいずれもが主題別分類を行っていたことが分かる。そこで設定されている主題は、「当職所目録」での主題と大部分共通する。すなわち、「当職所目録」以後の当職所の文書整理は、主題別分類がその基本となっているのである。

さて、高橋実氏の研究によれば、幕府勘定所においては、享保八年（一七二三）、保存文書（「御勘定所諸書物帳面」）を部類分けして文書目録を作成するよう命じられた⁽¹¹⁾。こうした事例に見えるように、保存文書を主題別に分類し目録を作成することは幕府・諸藩において広く行われたものと考えられる。とすれば、当職所においてなぜ一八世紀半ばから主題別分類が全面的に採用されるようになったのかという点が問題となる。

ここで考えたいのが、当職所における記録作成との関連である。当職所における情報管理が、主に文書整理と記録作成によってなされていたと理解すれば、文書整理上の変化は、当職所における記録作成のあり方に規定されたものではないかと推測される。そこでこの点を考えるため、次章において、情報管理のもう一つの手段である記録作成の問題について検討することにしたい。

二 当職所における記録作成

当職所では多様な記録が作成されている。それらの中で特に注目したいのは、一八世紀に作成された「大記録」と「国相府録」である。後述するようにこの二つの記録は、当職所の執務の参考となる事柄をまとめた一件記録のシリーズ

ズである。それぞれ、大記録方、記録取縮役と呼ばれる専門の役人が保存文書等を参考に編集したもので、現在毛利家文庫には「大記録」⁽¹²⁾が一三〇冊、「国相府錄」⁽¹³⁾が一八冊（総目録含む）残されている。結論的に言えば、この二つの記録作成の問題が、当職所における文書整理のあり方を規定する大きな要因となつたと考えられる。そこで本章では、まず当職所で作成された「大記録」「国相府錄」以外の記録について概観した後、この二つの記録について中心的に検討し、当職所における記録作成がどのように行われていたのかについて考えてみることにしたい。

（1）「大記録」「国相府錄」以外の記録

当職所で作成された「大記録」「国相府錄」以外の記録については、いまだその全容を明らかにしえたわけではないが、記録が作成された契機を基準に、大きく二つに分けることができると思われる。ひとつは、当職所の日々の執務の過程で作成される記録である。そうした記録の

表5 「相府年表」の典拠文書

文書名	略号	文書名	略号
1 日帳	日	10 大記録総本	大古
2 奉書差紙控	奉	11 古記録総本	古
3 江戸御状控	江	12 乾坤目録	乾
4 江戸京大坂長崎状控	江	13 伊呂波目録	伊
5 御三家状控	三	14 明和目録	明
6 屋敷番手紙控	屋	15 寛政目録	寛
7 他国状控	他	16 御手元記録	手
8 御書付控	書	17 国相府錄	國
9 御知控	知	18 当行録	當
		19 御系図書抜	系
		20 御役人帳	役
		21 仮付帳	仮

（注1）番号は筆者が便宜的に付したもの

（注2）12「乾坤目録」は「御職代々交割物目録」のこと。14、15は明和期・寛政期に作成された当職所の文書目録。

（注3）11、13、16、18、21の性格は不明だが、いずれも18世紀半ば以前の事柄に関する典拠となっているもの。

御用筋」や「地方ニ而モ御藏元其外諸役所引請之儀」、すなわち当役⁽¹⁵⁾では「相知レ候事計少々書載」るという方針であった。こうした年表の性格を考えると、典拠となつた「江戸京大坂長崎状控」などの文書は、当職所で保存・利用されていたものと理解することができる。

ちなみに、これらの記録には、多くの場合、表紙に「福原隱岐殿御役中」などのように、どの当職の時代の書状を

表4 当職所で日々作成される記録

	記録名	内容	毛利家文庫の番号	頭書有無	表5との対応
ア	江戸京大坂長崎状控	当役や江戸藩邸をはじめ、京・大坂および長崎駐在の渉外諸役座との往復書状の控	49状控類27~35	○	4
	江戸御状控		49状控類22~26		3
ウ	御三家状控	岩国・徳山・長府各支藩に宛てた書状の控	49状控類49	○	5
エ	屋敷番手紙控	支藩の在萩屋敷番士に対する書状控	49状控類50	○	6
オ	他国状控	隣藩その他他藩との往復書状の控	49状控類51		7
カ	御知せ控	参勤途中の藩主の動向等に関する当役から当職宛の書状、およびそれを当職から国元加判役・御手廻頭等に伝えられた書状の控	9諸省120		9
キ	御書付控	当職所から郡役所・代官その他の役所に発給した書付類の控	40法令160	○	8
ク	日帳（当職所日記）	当職を中心とする当職所の動向を記した日記	19日記22		1

（注）「相府年表」に上げられた典拠文書を元に作成。なお、この他に「奉書差紙控」もあるが、その性格がつかみきれなかったのでここには上げなかった。

控えたものかが明記してある。このことからすると、「状控」類に限らず、表紙に「○○殿御役中」といった形で当職名が記されている場合には、その記録は当職所で作成・利用されていたものと判断してよいと思われる⁽¹⁷⁾。

こうした「状控」類以外に、当職所の日々の執務の中で作成される記録としては、当職所から各役所への通達類を控えた「御書付控」⁽¹⁸⁾があげられる。この「御書付控」および先述の「状控」類には、「頭書」と呼ばれる索引も別に作成されており検索の便が図られている⁽¹⁹⁾。また、書状や通達類を控えたものではないが、当職の動きを中心�に当職所の日々の動静を記した「御当職所日記」⁽²⁰⁾も、このグループに含めることができよう。

なお「御職代々交割物目録」によれば、既に明暦三～四年（一六五七～五八）頃の「日帳」「御状控」が確認され、少なくとも一七世紀半ば頃よりこうした記録が作成されていたことがわかる。またこれらの記録類は、当職所の右筆もしくは筆者役によつて作成されたものと考えられる。

一方、別稿で指摘したように、萩城内の御宝蔵には、当職所作成の「巡檢使・信使来朝之記録」や「御代々初入國之記録」等の記録が納められていたことが確認される。当職所で作成された記録の二つ目のグループとして、幕府巡檢使・国目付の來藩、藩主の初入國あるいは支藩主の來萩などといった、非日常的かつ重要な出来事に関する一件記録をあげることができる。

こうした事柄に関する記録は、毛利家文庫あるいは県庁旧藩記録（当館蔵）の中に数多く見られるが、その作成者や作成の経緯が具体的に分かるものは余り多くない。その中で、支藩主來萩に関わる記録である「觀光院様御逝去ニ付吉川左京殿出萩一件」⁽²¹⁾は、当役の元で保存・利用される目的で作成されたものであるが、その作成の経緯がわかる数少ないものである。これは、宝暦元年（一七五一）二月に萩藩主毛利宗広が死去した際、法要参列などの目的で岩

国藩主吉川経永が來萩したことに関する一件記録であり、同年一二月に御手廻組の柿並市右衛門によって作成された。岩国藩主の來萩という事態に際しては、大組の原要人が「一事之懸り」に、柿並は「一事之用達」に任命されており、「旧格之趣を以諸御用筋引請」るように命じられている。一件終了後、柿並にこの記録作成が命じられたのは、そのように実務を担当し「取捌様子存知之事」であるという理由からであつた⁽²²⁾。

この事例から考えると、当職所で作成された支藩主の來萩、あるいは幕府巡見使・国目付の來萩、藩主の初入國などの一件記録も、「一事之用達」「一件御用掛」などと呼ばれるような、その一件の実務担当者（もしくはその下僚）によって、一件終了後に作成されたものと考えられる。柿並の事例に見えるように、彼ら実務担当者は、先例の調査を行つて実際の実務を取り扱つた立場にあり「取捌様子存知之事」であつたことから、記録作成が命じられたものと思われる。

以上検討したような二種類の記録は、現在毛利家文庫に残されているものから考えると、基本的に文久三年（一八六三）三月に当職が廃止されるまで作成され続けたものと考えられる。ところで、「状控」類や「御書付控」の場合、「頭書」が作成され検索の便が図られていたことは先に指摘したとおりである。しかしながら、「状控」類や「御書付控」は、文書の種類別、相手別に作成されるものであるため、関連する事柄が別々の記録に控えられてしまうという利用上の不便さがある。また、基本的に一件記録は、幕府巡見使・国目付の來藩に関する記録など、ある特別な出来事に関して作成されるため、当職所にとって必要な事柄に関する一件記録が常に網羅的に作成されるわけではない。こうした点が、「大記録」等の一件記録のシリーズが作成される一つの理由となつたものと考えられる。

（2）「大記録」

次に、「大記録」について検討する。既に指摘されているように⁽²⁵⁾、「大記録」は、正徳五年（一七一五）三月より大記録方によって作成された記録である。現残する一三〇冊の「大記録」には、藩初より享保二年（一七一七）までの事柄が記録されている。

「大記録」は、当職所に限らず、広く各役所に所蔵されている「新古之記録、其外書付物等」を調査し作成されたものである。記載は概ね出来事の経緯に従い、まず概要を記し、それに関連する文書が書き写されていく形式である。各役所所蔵の「新古之記録、其外書付物等」の調査・収集は、大記録方（当初は境忠右衛門・平野忠兵衛）自らが行うか、各役所から大記録方へ「御記録ニ可相成儀」を提出させることによって行われた⁽²⁶⁾。

大記録方の設置期間については、従来、正徳五年三月から享保八年（一七二三）までとされているが、「漫筆」の中には次のような記述ある。

一 正徳五年三月、新規ニ大記録方(ママ)トシテ平野忠兵衛・境忠右衛門江被仰付候由

一 享保五年、本役大記録方之儀御僕約ニ付、御引せ被成候由

一 享保八年二月二日、大記録方再役、翌九年正月廿一日又御引せ被成候由

これによると、大記録方は享保五年（一七二〇）に「御僕約」のために一旦中断され、三年後の享保八年（一七二三）二月に復活されるものの、翌九年（一七二四）の一月には再度廃止されたことになる。

大記録方が享保五年に一旦中断されたことに關しては、現在のところ、これを直接示す通達類を確認することはできない。しかしながら、『毛利十一代史』の享保五年三月九日条によれば、この日「江戸ニ於テ僕約訓令発セラレタルニ依リ、地方モ之ニ準拠シ、節儉ヲ守ルヘキ訓令」が出され、「御城下地方共諸役所之御人數をも被減」れたことがわ

かる。とすれば、正徳五年に新設されたばかりの大記録方が、「御僕約」のため中断されたとする「漫筆」の記述は十分信憑性をもつものと考えられる⁽²⁷⁾。

また、大記録方に關する当職からの通達としては、現在のところ、正徳五年三月に当職浦元敏・国司広通が諸役所に宛てたものと、享保八年四月に当職浦元敏が裏判役口羽衛士に宛てたものが確認されている。後者は、大記録方に平野忠兵衛を任命したこと、平野が各役所の文書の調査を行うので協力するよう命じた内容である。正徳五年の大記録方設置後、改めて享保八年四月時点での当職が大記録方に關する通達を行つてている点は、大記録方が享保五年に一旦中断され、同八年に再興されたとすれば無理なく理解することができる。

一方、享保九年一月二一日に大記録方が最終的に廃止されたとする点に関しては、現在のところこれを裏付けるような史料を見い出すことはできない。しかし、「漫筆」が享保五～八年の動向をほぼ正しく記述していると考えられる点からすれば、大記録方廃止に関する記述も信用してよいものと思われる。すなわち大記録方は、「漫筆」が記すように、正徳五年三月の設置以後、途中中断の時期を挟みながら、享保九年一月に廃止されるまで実質七年間活動したと理解することができる⁽²⁸⁾。

問題は「大記録」作成の意図である。広田暢久氏は、これを「藩主毛利吉元の文教政策の第一歩であり、この政策が密用方の設立につらなるもの」と評価しているが、次に述べるような点から、「大記録」は当職所の執務の参考とするために作成され、当職所において保存・利用されたものであり、「大記録」の作成は、当職所における情報管理の一環として行われたものと捉えるべきと考える。

後述のように、寛保二年（一七四二）八月、前年より当職所の文書整理に携わっていた柿並市右衛門が、当職山内

広通から記録取縮役に任じられ、正式に「国相府録」作成に従事する。「国相府録」は、「大記録」同様、当職所の執務の参考とする目的で作成された一件記録のシリーズである。柿並は、寛保二年八月、「国相府録」を作成させようとする当職山内の意図や「国相府録」の編集方針を「当職所記録仕法³⁵」としてまとめ、当職所手元役・右筆に提出している。この「当職所記録仕法」に次のような記述がある（傍点筆者、以下同じ）。

一 御当職所之儀者無此上も大切之御役座ニ而、沙汰筋万端之儀故、時々之見渡のみを以難相済、先例ニ依候ハて者不叶段勿論之事ニ付、往古より諸沙汰相成候御用取縮物間々残居候得共、御当職御交替之節御取退ニ相成たる儀も有之、十カ一も不相残不連続之事ニ候、其通ニテ者差問候歟、先年佐世主殿御在職之時、記録之御思立有之、志道丹宮殿・宍道玄蕃殿御役中迄も運々書調被仰付たると相見候得共、未半途之儀、其上年代も隔り候付、書調相成候分も揃候而者相伝り不申候、其後浦図書殿・国司壱岐殿御役中正徳五年末年、境忠左衛門・平野忠兵衛江大記録方被仰付、五六ヶ年も記録取立候處、是又半途之中、享保五子年被差止、終ニ成立不申候、依之毎々差問候由ニ而此度山内縫殿御吟味を以被及御聞、記録取縮役被仰付記録取立申候。

これは、当職山内が「国相府録」作成を命じるに至った理由を述べた部分である。これによると、①当職所では「先例」に基づいて執務を行うにも関わらず、当職交代の際に当職が文書を「御取退ニ相成たる儀」（＝文書の引継が完全には行われず、前当職の元に文書が残されてしまう状況）があり、一〇分の一も必要なものが残されない状況にあつた、②そのため、当職佐世広久から宍道就晴の時期（元禄九年へ一六九六五月～正徳三年へ一七一三月）に記録の作成が行われたが結局中止された、③その後、正徳五年に大記録方が設置され再び記録の作成が開始されたが、これも中止された（享保五年中止とする点は誤り）、④このため執務に支障を来すようになり、当職山内が新たな記録作成

成（＝「国相府録」作成）を計画し、柿並に記録取縮役を命じた、という。この記述からは、「大記録」が、「国相府録」に先行する形で、当職所の執務の参考とする目的で作成されたことが明らかであろう。

また、先述した「相府年表」の典拠の中に、「大記録」の存在を確認することができる（表5の10）。このことは、「大記録」が当職所で保存・利用された記録であつたことを示すものである。³⁶ 現在のところ「大記録」作成の意図等を直接示す史料は見当たらないが、以上のような点から考えて、「大記録」は当職所の執務の参考となるよう作成され、当職所で保存・利用されたものと理解すべきと考える。

ところで柿並は、「大記録」について、「当職所記録仕法」の中で次のように述べている。

大記録調方之儀者、御当職所往古より之御用取縮物之内、記録ニ可相成分新古ニ不拘撰出シ、諸役所沙汰筋をも書出仕らせ記たると相見、古今を懸ケ、諸役所江懸ケ手広調方ニ而、急ニ者難成立事ニ御座候、尤年序を経、成就之上者無此上も御記録ニ而候得共、片詰候而不記儀故、何ヶ年ニ而も半途之内者抜々之物ニ而、書記候端より取用候様ニ者難相成ニ付、成就迄者無用之者ニ而、又半途之内被差置候へ者急御用ニ難立物ニ候、依之大記録書調少者年序をも経候得共成就不仕、書調相成残居候分も抜々之物ニ而見合ニ難相成候。

まず注目されるのは、柿並が「大記録」について、作成に時間をかけ完成した際には、「無此上も御記録」になるものであったと述べている点である。ここには、当職所における情報管理上、「大記録」の作成が非常に有効なものであったことが端的に示されている。しかし同時に柿並は、「大記録」作成上の難点も指摘している。すなわち、諸役所にまで広く文書の調査を行つたため完成までに時間要したこと、また、必要事項を単に片端から「大記録」に書き写していくわけにはいかず、関連する事項を順を追つて編集していかねばならないことから、完成までは必要な情報が十

分に記されず利用できないものであった、というのである。その結果「大記録」は、時間をかけたものの完成には至らず、「抜々之物」となってしまった。⁽³⁷⁾

「大記録」の作成が、情報管理上極めて有効と認識されながらも、わずか七年で中止されざるを得なかつたのは、柿並が指摘したような難点が大きく影響したものと理解される。享保九年一月時点では、最終的に「大記録」の作成が中止された理由は明らかではない。しかし、享保五年時に「御僕約」のため中断されたという前例を踏まえれば、藩財政逼迫の中で、作成が延滞する、完成までは利用もできないという「大記録」の作成事業は、いたずらに時間と費用を費やすものとして認識され、その結果廃止されたのではないかと考えられる。

なお、「当職所記録仕法」の中で、「大記録」の作成に先立ち、当職佐世から宍道の時代にも記録作成が行われたとする記述があることは注目すべき点である。この事業に関しては柿並もよく分からないと記しており、現時点ではその詳細は不明である。しかし、「大記録」以前に、それと同様の事業が行われていたことは、当職所の情報管理の問題を考える上で留意しておきたい点である。

(3) 「国相府録」

次に、「国相府録」について検討する。前述のように「国相府録」は、寛保二年（一七四二）八月、当職山内広通から記録取締役に任じられた柿並市右衛門によつて作成されたものである。現存する「国相府録」は、表6に示したような一二の主題別に編集された一七冊の記録と総目録一冊からなり、寛保元年（一七四一）から同三年（一七四三）までの事柄を記している。その奥書によれば、完成は寛保二年七月から延享元年（一七四四）七月までの間である（なお、柿並が記録取締役に任命される以前に完成している卷がある点については後述）。以下、現実に作成された「国相府録」と、「国相府録」作成計画書としての「当職所記録仕法」（前述。以下「仕法」と略記）を基に、「国相府録」作成の問題について考えてみる。

「国相府録」は、「大記録」同様、当職所の執務の参考とすることを目的に作成が計画された一件記録のシリーズである。但し、「大記録」とは異なる特徴がいくつか確認される。そのひとつは、主題別に一件記録をまとめるという点である。例えば「徳山沙汰事」は、支藩徳山藩に関わる事柄をまとめている記録である。その中には、「寛保元酉年徳山御領内田作損亡高知せ来候付沙汰之事」「毛利但馬守様寛保三亥年御参勤ニ付前後沙汰之一事」など九つの事柄が掲載されている。各事柄の記載は、事柄の経緯が日を追つて記される形式であり、あわせてその時作成・授受された文書も書き写されている。この点は「大記録」の形式と共通する点である。この「徳山沙汰事」に見られるように、多くの場合、一主題に対しても一冊子が作成され、その中に複数の事柄に関する記事がまとめられているが、例えば「雑部」の場合は、一件ごとに一冊子が作成されている。⁽³⁸⁾

このように主題別に記録をまとめることの理由について、「仕法」では次のように記している。

日次を追て万事を其日々の下に記すこと和漢記録の常にて、委細の儀まで書漏さず、且其時節々々の全貌も相

見、右の事を以左の事の突合せにも成儀に候へとも、左にてハ第一繁雜に相成、又一事の数年月へ懸りたる全躰を一目に見合、事々に數十ヶ年の先格を暫の間にも繰出すためにハ不宜故、部を分、別冊に記す

日記形式の記録は、ある日の出来事や比較的近い時期の出来事を相互に見合う上では便利だが、何より煩雑であり、長期にわたる出来事や過去数十年間の先例を一度に調べる上では不便だというのである。ここからは、検索の便を重視して主題別記録の作成が意図されたことがわかる。このことは、前章で検討した「当職所目録」での主題別分類の全面的採用の問題を考える上で興味深い点である。なお、本来「国相府録」は、現存する「国相府録」にみえる主題以外に、表6に示したような「御大名御通路沙汰事」「自他國破損沙汰事」などの主題別記録も作成する計画であった。これらの主題に関わる記録が作成されなかつたのは、寛保元～三年時点の記録を作成した際、四つの主題に関しては収録すべき内容がなかつたためではないかと考えられる。

さて、「国相府録」の二つめの特徴として、単に主題別に分けた過去の年次の記録を作成するだけではない点があげられる。すなわち「国相府録」の作成事業は、過去の年次の一件記録（＝「只今迄之御用取締物記録」）とともに、「御當職所其日々々之沙汰筋」の中から後年の執務の参考となることをリアルタイムに選別して記す「当日之記録」を作成することも意図されていた。このうち、作成が優先されるのは「当日之記録」であり、その作成の間合いを利用して過去の年次の記録をまとめる予定になっていた。以上のことは、「大記録」が過去の一件記録を作成することだけに主眼があつたことに比べると大きな違いである。

「仕法」によると、「當日之記録」は、寛保元年（一七四一）一月を起点としてまとめられるものであつた。現存する「国相府録」が寛保元年から同三年までの事柄を記し、それが寛保二年七月から延享元年（一七四四）七月まで

に完成していることからすると、現存する「国相府録」は「當日之記録」として作成されたものと言える。なお、「當日之記録」の起点が寛保元年一月であることからして、柿並は記録取締役となつて本格的に「国相府録」の作成を開始する寛保二年八月以前から、既に「国相府録」の作成作業を開始していたものと考えられる。事実、現存する「国相府録」の一六巻は寛保二年七月に完成している。これは、柿並が記録取締役に正式に任じられる前にサンプルとして作成したものと考えられ、この完成を経て正式に「国相府録」作成事業がスタートしたと理解される。ちなみに、現存する「国相府録」は寛保元年～三年の事柄が一冊にまとめられているが、計画では、事業が軌道に乗れば、一年一冊づつにまとめる予定であつた。

一方、過去の年次の記録は、当職所保存文書の中から必要な事項を書き抜いて作成されるものである。まず寛保元年分から作成し、以下、一年分ごとに過去に遡りつつ、取り合えず三〇ヶ年分の記録を作成する計画であった。そのように一年ごとの記録を作成するのは、たとえ途中で作成作業が中止されても、完成分だけはそのまま利用できるという理由からである。また、まず近い年次の記録から作成する点、三〇ヶ年ほどの記録を作成するという点は、別稿で指摘したように、たとえ「先格」でも、「近格」でなければ参考にならないという認識によるものであつた。

さて、そのように「国相府録」作成に当たっては、まず「當日之記録」の作成が優先されたが、それは「口達之沙汰筋」（＝口頭での指示）および「沙汰心」といった、文書に残らない情報も確実に記録に留めたいという意図に基づくものであつた。この「沙汰心」の意味、その重要性を端的に示すのが「仕法」の中の次の記述である。

沙汰心別而後年之見渡ニ可相成と之儀者、沙汰事・記・不・申・候・へ・者、沙汰・相・成・候・筋・之・格・式・計・相・残、此事者ケ様之御下知を以沙汰被仰付候故、此通思召之俟ニ成行候と申類之儀者不相残ニ付、兎角者からニ相成勝

二 可有之儀

ここに示されるように、「沙汰心」とは、様々な沙汰を下した際の当職および当職所の意図、判断の理由といったものを指す。こうした「沙汰心」を記録しようとするのは、例え様々な沙汰の記録を残しても、「沙汰心」が残されていなければ形式的な沙汰の結果のみが残り、沙汰を下した際の内実が後年わからなくなってしまうことがその理由であった。このように、本来文書には残らない「沙汰心」あるいは「口達之沙汰筋」の記録を重視している点も、「大記録」には見られない「国相府録」の大きな特徴である。⁽²⁾

「国相府録」の特徴の四点めは、収録する情報の範囲が「大記録」とは異なる点である。先述のように「大記録」は、当職所に限らず、諸役所にまで文書調査の範囲を広げて作成された。これに対し「国相府録」は、当職所の「沙汰筋」「沙汰心」を記すことに限定している。これは、調査範囲を広げ、作業を延滞させてしまった「大記録」の失敗を踏まえてのことであつたと考えられる。

そして、最後に指摘できる特徴は、「仕法」の作成に見られるように、「国相府録」作成のための事細かなマニュアルが定められている点である。例えば、「国相府録」には当職所が作成・授受した書状を書き写す場合がある。その際、書状の相手、あるいは相手からの来翰か返札かによって、その全てを書き写すのか、あるいは定例以外のことのみ記すのか、書状の一部のみを記すのかが定式化されている（表7参照）。また、出来事が二つの主題にまたがる場合の記述方法、年号干支、「殿」「様」といった敬称の記し方など、事細かな記述方法がマニュアル化されている。こうしたマニュアル化は、たとえ担当者が変わっても統一的な記述方法を維持するためであるとともに、基準を設けることでよりスマートな記録作成を可能とし、記録作成の延滞を防ぐ目的があつたと考えられる。

表7 「国相府録」への書状の記録方法および記録後の書状の保存方法

A 当職・当職所作成の書状の場合

発給先	「国相府録」に記録する内容	「国相府録」記録後の処置
御三家	すべて記録。	書状控には記録しない。
他家	すべて記録。	同上。
屋敷番	定式以外の書状と来翰に対する返札のみ記録。	定式のものは書状控に記録。 定式以外のものは書状控に記録しない。
寺社	〃	定式のものは書状控に記録。 定式以外のものは書状控に記録しない。
江戸邸・当役座 京都留守居 大坂頭人 長崎聞役	参考となるもののみ文言を抜粋して記録。	書状控に記録。

B 当職・当職所が受け取った書状の場合

発給者	種類	「国相府録」に記録する内容	記録後の保存方法
御三家	来翰	すべて記録。	当職所で保存。
	返札	すべて記録。	〃
他家	来翰	すべて記録。	矢倉で保存。
	返札	記録しない。	〃
公儀役人	来翰	すべて記録。	当職所で保存。
	返札	すべて記録。	〃
屋敷番	来翰	岩国分のみ記録。	当職所保存。
	返札	〃	〃
寺社	来翰	定式以外の書状のみ記録。	矢倉で保存。
	返札	記録しない。	〃
江戸邸・当役座 京都留守居 大坂頭人 長崎聞役	来翰	参考となるもののみ、文言を抜粋して記録。	記録分は矢倉へ。非記録分は当職所で保存。
	返札	〃	〃

(注1) 「御三家」は、支藩三家（徳山毛利・長府毛利・岩国吉川）を指す

(注2) 「屋敷番」は、支藩三家の在萩屋敷番士を指す

(注3) 「来翰」は相手からの書状、「返札」は当職所からの書状に対する返書の意。

しながら、結局作成されたのは現存する寛保元年～三年分のみであり、以降の年次のものや当初計画されていた過去の年次の記録は作成されることはなかつた。⁽⁴⁰⁾ 作成が中断された原因は現時点では不明であるが、ひとつには、「国相府録」の作成を命じた当職山内が延享元年一月に亡くなっている点を考慮する必要があると思われる。山内の死去により、「国相府録」は推進者を失い、結局のところ「大記録」同様、藩財政逼迫の中では時間と費用を要するものとして作成作業が中止されてしまつたのではないだろうか。

（4）小括

当職所で保存・利用された記録は、以上検討したように、①日々の執務の中で作成される記録、②幕府巡檢使・国目付来藩など非日常的かつ重要な出来事の後に一件担当役人によって作成される記録、③大記録方や記録取縮役など専門の役人によって作成される一件記録のシリーズにわけることができる。このうち、柿並市右衛門が「大記録」を「無此上も御記録」と評したように、当職所にとって③は、情報管理上、非常に有効な記録であったといえる。そのような記録作成は、「仕法」によれば、「大記録」に先行する形で、当職佐世広久から宍道就晴の時期～元禄九年（一六九六）五月から正徳三年（一七一三）一二月までの時期から既に行われていた。つまり当職所では、現在判明している限り、文書整理より早く、一七世紀末～一八世紀初めから一件記録のシリーズ作成が行われ、以後一八世紀半ばにかけて計三回それが行われたことになる。

しかしながら、そのいずれもが十分な記録作成を行わないまま中止された。一三〇冊もの記録が残された「大記録」でさえ、「仕法」によれば、中止されたために「抜々之物」であるという。一方、「相府年表」に典拠として上げられた記録類をみると、「国相府録」の中止以後、当職所では同様の記録作成作業が行われなかつたことがわかる。すなわち当職所における文書整理の問題を理解する上で重要な点であると考へる。

おわりに

以上の検討を踏まえ、本稿の課題であつた当職所における文書整理と記録作成との関連についてまとめたい。

二章で述べたように、当職所における記録作成上の大きな特徴は、「大記録」や「国相府録」といつた一件記録のシリーズ作成が一八世紀半ばで放棄された点にある。⁽⁴¹⁾ ここに至り、当職所にとっては、集積されている文書を如何に管理（保存・整理）するかという問題が、それまで以上に大きな意味を持つようになつたと考えられる。

大記録方が最終的に廃止されるのは、「漫筆」によれば享保九年（一七二四）一月のことであり、「御職代々交割物目録」の完成はそれから八年後の享保一七年（一七三二）である。「大記録」は、享保二年（一七一七）迄の出来事をまとめた一三〇冊に及ぶ記録であり、柿並の言うように、例えそれが「抜々之物」であつたとしても、必要な情報のかなりの部分が「大記録」で検索できたのではないかと思われる。一方、「御職代々交割物目録」に収録されたのは、

「大記録」が扱う時期と重なる慶長から宝永頃までの文書である。とすれば、情報管理手段としての「御職代々交割物目録」作成は、「大記録」の存在を前提とし、「大記録」による情報管理を補完する形で行われたと理解することができる。そうした関係は、「国相府録」と「当職所御用物頭書」II型目録にも当てはめることができよう。

一方、「当職所目録」作成時の文書整理は、大記録方の廃止からすでに三〇年以上経過した段階で行われたものである。途中、「国相府録」の作成も行われたが、完成した記録はごく一時期の事柄を扱うのみであった。このため、「大記録」以後の事柄に関する「先例」調査を行おうとすれば、記録化された一部をのぞけば、当職所の保存文書を調査せざるを得ない状況にあつたと言える。この間、文書目録（「当職所御用物頭書」）も作成されているものの、それは当職別分類に基づき検索上不便なものであった。こうした状況下での文書整理は、記録の不備を補う貴重な情報管理手段として行われるものであり、その重要性は、それ以前と比べより大きなものとなつたと考えられる。

このように文書整理がもつ意味、その情報管理上の重要性が変化したことにより、「当職所目録」作成時点においては、それまで以上に、検索上の便利さ—必要な情報を必要な時に如何に早く検索できる文書目録を作成するか—が重視されたであろう。このことが、それまでとは異なる、主題別分類の全面的採用という文書整理上の変化がもたらされる大きな要因となつたと考えられる。加えて、先に指摘したように、既に「国相府録」作成時点において、日記形式の記録よりも主題別分類記録の方が情報管理上有効だとする認識が存在していた。そこで述べられていた、日記形式の記録は「事々に數十ヶ年の先格を暫の間にも繰出すためにハ不宜」という指摘は、そのまま文書整理における当職別分類（＝年代別分類）の欠点にも繋がるものである。こうした認識は、「当職所目録」作成時点にも引き継がれ、主題別分類が採用されるもう一つの要因となつたと考えられる。なお、「国相府録」で設定された分類主題は当職所に

おける情報管理上有効なものであつたと思われ、「当職所目録」でのそれとほとんど共通している（表3・表6参考照）。

以上のように、当職所における文書整理は、そこで記録作成のあり方に規定されて、一八世紀半ば以降、情報管理手段としての重要性をこれまで以上に増加させ、それに伴い、主題別分類が全面的に採用されるようになった、と理解することができる。

ところで、「大記録」「国相府録」の作成中止は、現象的には、藩財政の窮乏、記録作成の推進者の死去等がその契機となつたと考えられる。しかしながら、以後こうした記録作成が行われなかつたことに関しては、別の説明が必要かと思われる。

例えば、岡山藩留方による「留帳」の作成や福岡藩での「日記」「御用帳」の作成事業では、いずれもその作成事業の遅れが問題となつていて、岡山藩留方の場合、弘化・嘉永期において、各年の「留帳」作成は一〇数年の遅れが生じていたといい、⁽⁴⁵⁾また福岡藩の場合でも、財政緊縮による人員削減の影響を受け、文化・文政期から記録作成事業の停滞がしばしば問題となり、それへの対応として記録記述の簡略化が図られたといい。⁽⁴⁶⁾本稿で繰り返し述べたように、一件記録のシリーズ作成は情報管理上有効なものである。しかしながら、こうした事業は膨大な時間と労力が必要であるものである。このことは情報管理上の大きな利点であり、この点において、文書整理による情報管理は合理性を持つものといえる。「国相府録」中止後、一件記録のシリーズ作成が行われなかつたのは、単に藩財政の窮乏等が原因

となつたのではなく、こうした点が考慮された結果ではないかと考えられる。

さて、記録作成に関連して検討しなければならない点に、記録作成後、書き写された文書がどのように保存・廃棄されたのかという問題がある。この点に関し「仕法」の中には、「国相府録」に記録した文書をその後どのように保存するかという点に関する記述がある。これによると、文書の種類によって、当職所にそのまま置いておくものと萩城矢倉に持つていくものとがあつたことが分かる（表7）。注目したいのは、そこに文書の廃棄に関する規定はないことである。こうした事例からすれば、当職所で記録に書き写された文書は、ストレートに廃棄されるのではなくそのまま保存され、その後の文書整理などを契機に選別・廃棄されたのではないかと考えられる。従来、藩における記録作成＝文書廃棄と理解する場合が多いが、この点は再考を要するのではないかと思われる。⁽⁴⁷⁾

最後に毛利家文庫の未整理文書「遠用物」について触れておく。「遠用物」が当職所保存文書の流れを汲むものとすると、本稿での検討を踏まえれば、そこには「大記録」や「国相府録」などが継続していれば収録されたであろう重要な一件文書が数多く含まれていることになる。それは、本稿で検討した当職所での文書整理と記録作成のあり方から考えて、現在閲覧に提供している毛利家文庫中の文書群にも記載されていない貴重な情報であるということになる。この点で、「遠用物」はまさに“宝の山”であり、その整理・公開作業の重要性は非常に大きいものといえよう。⁽⁴⁸⁾

註

(1) 拙稿「萩藩当職所における文書の保存と管理」（『山口県文書館研究紀要』第23号、一九九六年）。以下、「別稿」とは全てこれらを指す。なお、別稿および本稿における“文書”とは、当職所の執務の過程で作成・授受される文字史料総体を指すものとして用いている。また、“記録”とは、控・留帳の類や編纂物、あるいは日記などを指して用いる。

(2) 別稿に記したように、当職は藩主の在国在府に拘わらず常に

國元にあり、財政・民政を統括した國元の最高職であり、当職所とは、当職と当職に付属する手元役・右筆役など実務役人からなる職座のことである。

(3) 以下「文書整理」とは、文書の整理から目録作成までの一連の作業を指すこととする。

(4) 文書整理に関しては、幕府勘定所の事例を明らかにしたものとして、高橋実氏「近世における文書の管理と保存」（安藤正人・青山英幸編著『記録史料の管理と文書館』第3章、一九九

請求番号のみ示す。

(7) 九諸省・二六。

(8) 五四目次・四。

(9) 但し、「御職代々交割物目録」「当職所御用物頭書」において、文書が単純に年代順配列されているわけではない。年代の異なる関連する文書を一括し、ある当職のところに配列すると

いつた配慮は一部なされてる。

(10) 五四目次・七五。

(11) 前掲註（4）高橋論文。

(12) 五五旧記・三。

(13) 九諸省・七。『毛利家文庫目録』での文書名は「国相府記録」

であるが、藩政期の呼び名に従つて本稿では「国相府録」と記す。なお「国相府」とは当職所の雅称である。

(14) 一七年表・二〇。渡辺平吉作成。文化一二年に作成された「相府年表」は、文化一一年までの事柄を記すものであつたが、その後、弘化四年（一八四七）までの事柄が追記されている。

(15) 当役とは、藩主の在国在府に閑わらず常に藩主に付き従つて藩主を補佐する役職で、一門、永代家老、一〇〇〇石以上の寄組士から任命された。当職と並ぶ重職で、行相とも雅称し、その役所を江戸職座あるいは行相府と称した（「もりのしげり」）

【山口県近世史研究要覧】。

(16) 後述する「当職所記録仕法」において、「江戸京大坂長崎御状」や「他国御状」などが当職所で作成・授受されるものであつた

ことが確認できる。このことも、「江戸京大坂長崎御状」などが当職所で作成されたものであつたことを裏付ける。

(17) 逆に表紙に当役の名が記されている場合には、それは当役の元で保存・利用された記録と見なすことができよう。

(18) 四〇法令・一六〇。

(19) 「御書付控」の「頭書」は四〇法令・九六と一六〇にある。

(20) 一九日記・二二。

(21) 一五吉川事・八四。

(22) この柿並市右衛門は、後に触れるように、当職所の文書整理や「国相府録」の作成に携わった柿並と同一人物である。このほかにも柿並は、当役所の文書整理などにも携わったことが認められる（「譜録」柿並多一郎正長）。文書整理や記録作成に数多く携わる柿並のような存在は、藩の文書管理の問題を考える上で注目される。

(23) 「觀光院様御逝去ニ付吉川左京殿出秋一件」奥書。

(24) なおこれらの一件記録は、当職所に限らず、当役所あるいは郡役所などでそれぞれ必要な事項をまとめて作成されるもの

であつたようである。例えば、当役所が「觀光院様御逝去ニ付

吉川左京殿出秋一件」の作成を命じたのは、藩主の萩不在時に

おける岩国藩主来秋の記録が、それまで当役の元に保存されていなかつたことによる。今回の場合当役は、当職所保存の記録を利用して一件の沙汰を行つたが、その記録は「誠ニ大辻計」で利用しづらかったという。このことは、当職所保存の記録内容が簡略であつたというよりも、そこには当職所に必要な内容のみがまとめられていたため、当役所が沙汰を行う上で参考になりにくかつたものと推察される。このことからすると、改めて言うまでもないが、現在毛利家文庫に残されている記録類を利用する際、それがどの役所で作成・利用されたかに注意する必要があると思われる。

(25) (33) 広田暢久氏「長州藩歴史編纂事業史（其の六）」（『山口県文書館研究紀要』第一四号、一九八七年）。

(26) (30) 四〇法令・一三五「諸御書付二十八冊」。『山口県史料近世法世法制編上』二九二頁所収。

(27) 『毛利家文庫目録』第三分冊。

萩藩当職所における文書整理と記録作成（山崎）

の作成と当職所の文書整理に従事したと記したが、彼は前年より文書整理に従事していたので、本文のように訂正しておきたい。

(35) 九諸省・七〇。

(36) 前述「觀光院様御逝去ニ付吉川左京殿出萩一件」でも、「当職所大記録」を基に先例を調査したとする記述が見られる。

(37) このことからすると、本来「大記録」は、現残するものがその全てではなく、それ以外にも作成される予定であったかと思われる。

(38) なお、「国相府録」一〇巻は、支藩への書状の形式をまとめたもので、他の巻とは性格が異なる。

(39) 記録取締役は、当職および当職所の役人に従い、萩城内の下御用所（当職所）や歳元役所へ出向き「日々之沙汰見聞申儀」を許可されていた。また、「口達之沙汰筋」については、その度ごと当職所の役人よりその内容を記した廉書が渡されることになっていた。

(40) 「相府年表」において、現存する「国相府録」に記載されて

いる事柄以外、「国相府録」が典拠として上げられていないことからこのように判断する。

(41) (45) 前掲註(4) 中野氏論文。『岡山大学所蔵池田家文庫総目録』の「解説」（一九七〇年）。

(42) (46) 前掲註(4) 江藤氏論文。

(43) 萩藩の当職所以外の役所の場合、当職所のように広い範囲の業務ではなく、特定の業務を扱うことから、日々作成・授受される文書を特定の記録（当職所における「状控」類のような記録）に控えて情報管理を行う方が最後まで有効であったと推測される。例えば、明和期における郡奉行所の保存文書は、検地帳ほか、冊子形態の記録類がそのほとんどである（「諸役所控目録」、九諸省四〇）。

(44) 「当職所御用物頭書」II型目録作成時点においては、あくまでも「国相府録」による情報管理に主眼が置かれていたことが、同目録で主題別分類が採用されなかつた理由と考えられる。

(47) 例えは、河内八郎氏「武家文書」（地方史マニュアル2『文献

資料調査の実務』、一九七四年）。前掲註(4) 中野氏論文においても、「留帳」作成後、控えられた文書は廃棄されたのではないかと推測されている。

(48) 今年度末よりその一部の閲覧がスタートした。

〔追記〕本稿は、平成八年一一月二三日の記録史料情報管理論研究会・沖縄セミナーでの報告を基に作成したものである。当日、参加者から貴重な意見をいただいた。ここに深く感謝いたします。